

やんばる型森林業の推進

～環境に配慮した森林利用の構築を目指して～

(施策方針)

平成25年10月

沖縄県 農林水産部 森林緑地課

目 次

1.	自然環境の保全と環境に配慮した利活用の推進	1
2.	やんばる3村の森林の望ましい姿	1
3.	やんばる3村における森林・林業施策	2
4.	やんばる3村における森林の取扱方針	
	(1) 森林の利用区分（ゾーニング）	2
	(2) 森林施業・森林整備の改善	5
	(3) 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）	7
5.	その他の森林保全の取り組み	
	(1) 特用樹及び造成未利用地の活用	7
	(2) 択伐の推進	8

やんばる型森林業の推進（施策方針）

1. 自然環境の保全と環境に配慮した利活用の推進

国頭村、大宜味村、東村に広がる「やんばるの森」は、水源の森、林産物供給の森、野生生物の森、保健文化の森、地域資源の森などとして、重要かつ多くの役割を果たしている。

このような中、近年、やんばるの森林を巡る社会的要請は多様化している。

やんばる3村の森林に対しては、森林の持つ多面的機能の高度発揮や維持・増進のための適切な管理、地域産業としての林業の活性化、就労・雇用の確保としての新たな森林利用が求められている。

一方で、生物多様性に富んだ優れた自然環境の保全を求める声も高まっている。

このことから、やんばるの森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。

やんばる型森林業の推進にあたっては、科学的な情報を基に学識経験者の意見を参考にし、国・県・地域行政、林業事業者、関係団体等と調整を行うとともに、様々な県民意見を踏まえて施策を展開していく。

2. やんばる3村の森林の望ましい姿

やんばる3村の森林は、水源の涵養や木材等林産物の生産、自然に触れあう保健文化等の様々な機能を有するとともに、固有性の高い野生動植物の生息・生育の場、地域住民の生活や暮らしを支える森などと多くの役割を果たしている。

このことから、やんばる3村の森林については、生物多様性に富んだ優れた自然環境が保全されつつ、地域住民の生活や暮らしに利用されるとともに、森林の持つ様々な公益性の恩恵を県民が継続的に享受される森林を目指す。

○ 命の水を育む「水源の森」

山々に広がる森が、降りそそぐ雨を受けとめ、大地を這う木々の根が滴を蓄え、潤沢で清冽な水を湧き出す、県民の命を支える「水源の森」を目指す。

○ 豊かな恵みが持続し循環する「林産物供給の森」

豊かな森がもたらす多様な恵みを賢く利用し、自然と両立する持続的な資源の循環によって、県民の豊かな生活、産業、文化を支える「林産物供給の森」を目指す。

○ 生き物を守り育む「野生生物の森」

多様性に富みかつ固有性の高い様々な生き物達が、持続的に守られた森に生まれ育つ「野生生物の森」を目指す。

○ 人々が憩い安らぐ「保健文化の森」

豊かな森に人々が集い、自然を5感（みる、きく、かぐ、あじわう、ふれる）で感じ、遊び、学び、癒される「保健文化の森」を目指す。

○ 生活を支え地域が守り育てる「地域資源の森」

豊かな森の恩恵が持続し、地域が大切に守り育てる「地域資源の森」を目指す。

3. やんばる3村における森林・林業施策

やんばる3村の森林は、水や林産物の供給、保健休養の場としてなど、その恩恵は地域はもとより広く県民が享受している。

このことから、森林の持つ多面的機能の高度発揮かつ持続的な発揮に向けて、森林機能の維持・増進を図るための適切な森林の育成・管理に努める。

○ 水源の森（水土保全機能）

良質な水の安定供給の観点から、水源林の保全を図るとともに、水源涵養機能の向上に必要な施業を行う。

○ 林産物供給の森（木材等生産機能）

木材等を持続的かつ安定的に供給する観点から、林木の生育に適した森林の保全や適切な維持管理を行うとともに、自然環境の保全に配慮した森林施業、森林整備に努める。

○ 野生生物の森（生物多様性保全機能）

健全な生態系を維持する観点から、原生的自然林や希少野生生物の生息・生育地の保全、環境のかく乱防止に努める。

○ 保健文化の森（保健文化機能）

自然環境を適正に利用する観点から、環境に与える負荷を考慮しつつ、県民の憩いの場としてのレクリエーション、健康増進や環境教育としての活用等を推進する。

○ 地域資源の森（地域の振興に資する機能）

地域における就労・雇用の場の確保や定住促進等の観点から、持続的な循環型の林業・林産業の推進や自然体験活動の展開に取り組んで行く。

4. やんばる3村における森林の取扱方針

(1) 森林の利用区分（ゾーニング）

森林の多面的機能を十分に発揮させ、計画的な森林利用・適切な森林管理を進めるため、森林の持つ機能の中で重視すべき機能に応じて、保全及び利用区域の設定を行う。

やんばる3村の森林においては、多様な森林生態系の維持や沖縄本島地域の水がめであるダムや河川を安定的に支える働きの維持・増進、持続可能な循環型林業等の推進などを目的に、森林の有する多面的機能の中でも、特に「生物多様性保全機能」、「水源涵養機能」、「木材等生産機能」、「保健文化機能」に応じ、「自然環境保全区域」、「水土保持区域」、「林業生産区域」、「森林利用区域」の4つの区域を設定し、利用区分を行う。

●やんばる3村の利用区分の考え方

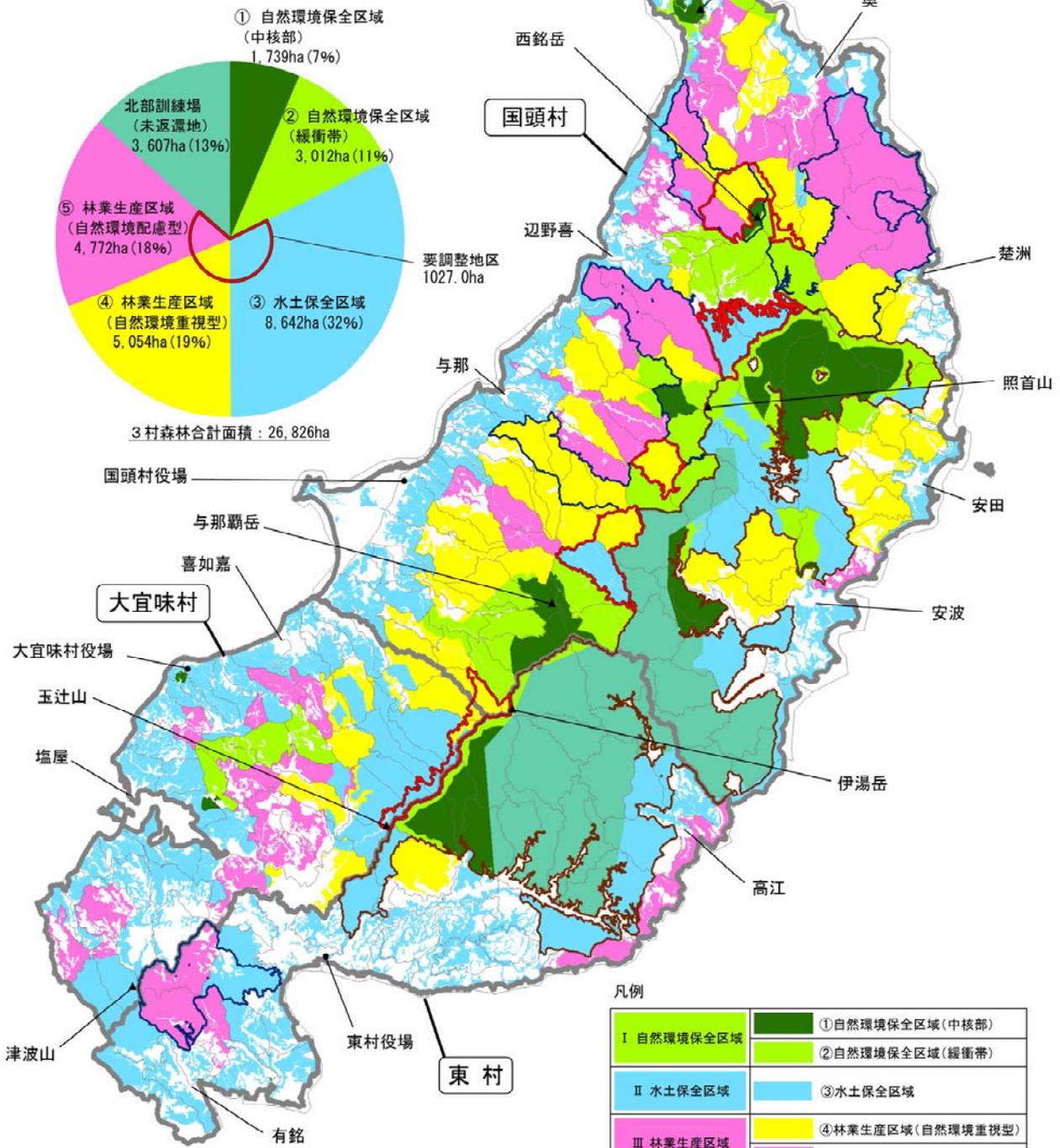
利用区分	利用区分の考え方
I 自然環境保全区域	
① 中核部 (コアエリア)	やんばるの森でも原生的自然林のみ生息するノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネ、オキナワトゲネズミなどの固有性が高く希少な野生生物を含む自然生態系を有する区域【原生的自然林を維持継承するエリア(中核部)】
② 緩衝帯 (バッファゾーン)	中核部をその他の区域と結び、中核部の安定的な維持を目的に緩衝帯(バッファゾーン)として中核部に準ずる区域【自然環境保全区域の連続性や緩衝性を確保するエリア(緩衝帯)】
II 水土保持区域	
③ 水土保持区域	県民の生活や産業を支える水の安定的な供給を目的にダムや河川を維持する水源林区域【水源涵養や山地災害防止等、水土保持機能の高度発揮を重視するエリア】
III 林業生産区域	
④ 自然環境重視型	林業生産を目的とした地域で、自然環境保全区域や水土保持区域に接することから、自然環境の保全を重視し、より環境に配慮した施業を実施する区域【自然環境の保全を重視した林業生産を行うエリア】
⑤ 自然環境配慮型	林業生産を目的とした地域で、安定的な木材生産を供給しつつ、伐採地の分散化(非連続化)、尾根部の樹林帯と谷部の下層植生の保全に努め、自然環境へ配慮した施業を実施する区域【自然環境へ配慮した林業生産を行うエリア】
IV 森林利用区域	
⑥ 森林利用区域	自然体験活動を展開する区域として、林業従事者や地域住民が森林を新たな産業(観光産業)を生み出すツールとして利用する区域【自然環境に配慮しつつ、森林を活用する自然体験活動を行うエリア】

なお、林業生産区域及び水土保持区域の一部の地区(脊梁山地、西銘岳周辺部)においては、生物多様性の保全及び環境保全区域の連続性の確保の観点や森林機能の維持及び森林の保全の観点から、当分の間、自然環境の保全と利用との調整を要する「要調整地区」とし、引き続き、関係者間で検討を行うこととする。

また、国有林は、国(林野庁)が策定する沖縄北部地域管理経営計画等に基づいて管理経営が行われるとともに、北部訓練場の未返還国有林の一部は、返還後に森林生態系保護地域として取り扱うこととされている。

県営林は、約9割が無償貸付国有林であることから、保全と利用の区分設定には、国とさらなる調整を要する。

利用区分図



凡例

I 自然環境保全区域	① 自然環境保全区域 (中核部)
	② 自然環境保全区域 (緩衝帯)
II 水土保全区域	③ 水土保全区域
III 林業生産区域	④ 林業生産区域 (自然環境重視型)
	⑤ 林業生産区域 (自然環境配慮型)
IV 森林利用区域	⑥ 森林利用区域 ※他の利用区分とエリアを兼ねる (図中に明示されない)
	要調整地区
	北部訓練場 (未返還地)
白抜き	森林以外の地域
国営林	県営林 (無償貸付国営林)
	市町村界
面積の目安	● 1ha ● 5ha ● 10ha

(2) 森林施業・森林整備の改善

森林施業、森林整備の改善は、さらなる環境保全対策の向上及び環境負荷の低減のため、これまでの環境保全の取り組みを継続したうえで、利用区分に応じて森林施業、森林整備の改善を図る。

●利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

利用区分	定義・基本方針・施業方針
I 自然環境保全区域 <定義> 原生的自然林の保全を重視するエリア	
① 中核部 (コアエリア)	<基本方針> 森林施業を行わず、原生的自然林の維持・継承を図る
	<施業方針> ・収穫施業・造林施業・路網整備は行わない
② 緩衝帯 (バッファゾーン)	<基本方針> 原生的自然林を維持しながら、最小限の森林施業を行う
	<施業方針> ・長伐期施業を実施し、単木択伐及び天然力を活かした複層林整備を行う
II 水土保全区域 <定義> 水源涵養や山地災害防止等の水土保全機能の高度発揮を重視するエリア	
③ 水土保全区域	<基本方針> 水土保全機能の維持向上を図る森林施業を基本とする
	<施業方針> ・長伐期施業を基本として、択伐による複層林整備、または単層林整備を行う ・水土保全機能に影響を及ぼさない場合には、1 ha 未満の小面積皆伐を行う
III 林業生産区域 <定義> 持続的な林業生産を目指す木材等生産を重視するエリア	
④ 自然環境重視型	<基本方針> 自然環境の保全を重視した森林施業を行い、多様な森林環境を保全・創出する
	<施業方針> ・主に長伐期施業や標準伐期施業を行う（より伐期を長くし、環境への影響を軽減） ・皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha 未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う ・択伐の場合は、複層林整備を原則として行う
⑤ 自然環境配慮型	<基本方針> 自然環境へ配慮した森林施業を行い、多様な森林環境を保全・創出する
	<施業方針> ・主に標準伐期施業、短伐期施業を行う ・皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha 未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う ・択伐の場合は、複層林整備の推進が望ましい ・造成未利用地の活用を進める

●利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

利用区分		①自然環境保全区域 (中核部)	②自然環境保全区域 (緩衝帯)	③水土保全区域	④林業生産区域 (自然環境重視型)	⑤林業生産区域 (自然環境配慮型)	
施業項目	【伐期】	長伐期	○収穫施業は 行わない (禁伐)	○長伐期施業 の推進	○一部において長伐期施業を実施		
		標準伐期			○標準伐期施業の実施		
		短伐期			○一部において短伐期 施業を実施	○短伐期施業の推進	
	【伐採方法】	皆伐		○原則、皆伐の回避	○小面積 皆伐(1ha 未満)	○皆伐(1箇所5ha未満で実施、 可能な限り小面積化)	
		択伐		○単木択伐の実施	○可能な限り択伐(単木、帯状、群状)を実施		
	【収穫方法】	架線			○架線(エンドレスタイラー式) による集材		
		機械			○グラップルによる集材		
		高性能 林業機械		○タワーヤーダ ○スイングヤーダ ○ウィンチ付グラップルによる集材の推進			
	【環境保全 対策】	○必要な維持管理は 行う		○谷沿い・尾根沿いの樹木の保全 ○繁殖期の伐採の回避・中断 ○伐採箇所の分散化 等			
	造林施業	【更新】		天然更新	○天然更新(萌芽、天然下種) の実施		
人工造林			○人工造林(状況に応じて、萌芽、天然下種)による更新				
【植栽】		単層林・ 複層林	○複層林施業の推進	○単層林または複層林施業の実施			
		広葉樹・ 針葉樹	○原則、広葉樹の植栽	○広葉樹又は針葉樹(リュウキュウマツ等)の植栽			
【育成天然林 施業】			○環境、水土保全機能に配慮して実施				
【環境保全 対策】		○必要な維持管理は 行う	○原則、前生種 の植栽	○環境を考慮した樹種(在来種)の植栽			
路網整備				○造成未利用地の活用			
	○路網整備は 行わない		○必要最小限の路網整備		○既設路網の活用 ○環境に配慮した作業道整備		

(3) 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）

県民をはじめ、多くの人々が自然と触れ合う（遊ぶ、学ぶ、癒やされる）場として、やんばるの豊かな森林資源を活かした森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験などの自然体験活動を推進していく。

●利用区分ごとの活用方針

利用区分		内容
I 自然環境保全区域	① 中核部 (コアエリア)	<定義> ・原生的自然林を維持・継承するエリア <活用方針> ・立入りの制限を行う（学術研究等のみに利用） <利用方法> ・基本的に利用しない
	② 緩衝帯 (バッファゾーン)	<定義> ・自然環境保全区域の連続性や緩衝性を確保するエリア <活用方針> ・原生的自然林を資源として、利用制限、規則、監視等を行い、最小限の整備のもとに活用を図る <利用方法> ・主に森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育等
II 水土保持区域	③ 水土保持区域	<定義> ・水源涵養、山地災害防止機能等の高度発揮を図るエリア ・自然環境の保全を重視若しくは自然環境へ配慮した林業生産を行うエリア <活用方針> ・多様な森林資源と人と森とのつながりを資源として、環境に配慮した散策路・施設整備のもとに活用を図る <利用方針> ・森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験 等
III 林業生産区域	④ 自然環境重視型	
	⑤ 自然環境配慮型	

5. その他の森林保全の取り組み

(1) 特用樹及び造成未利用地の活用

環境負荷の低い保全型の林業・林産業として、樹木の実・葉・茎・花等を利用する伐採を伴わない特用樹の活用や耕作放棄地（非農地）、宿泊・娯楽施設跡地等の造成未利用地を活用した早生樹種等による森林造成に取り組むこととする。

(2) 択伐の推進

択伐の実施に向けて、現地に適した収穫手法の確立、技術取得支援等の人材育成、林業機械の導入等の条件整備を図るとともに、択伐の実証試験を重ね、様々な課題の解決を図り、試行をとおして択伐を推進していく。